千葉市中央区選挙管理委員会告示第１９号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更した。

令和８年２月２０日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長　増田　昌彦

登録の日　　令和８年３月２日